

「太陽光発電促進付加金」の設定に関する認可について

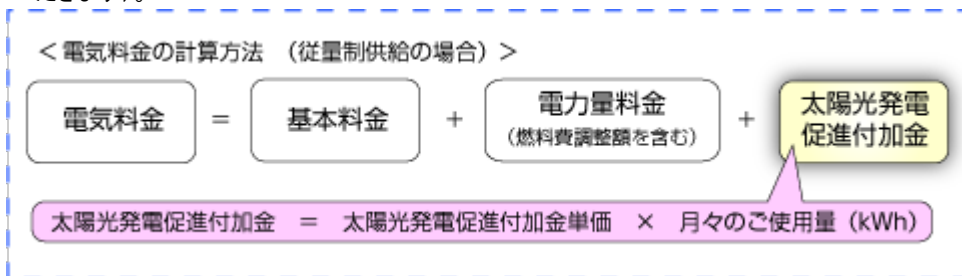
当社は、1月22日、経済産業大臣に対し、「太陽光発電促進付加金」の適用に伴う電気供給約款等の特別措置について、認可申請を行いました(1月22日お知らせ済)、本日、申請どおり認可されました。

また、託送供給約款に適用する「太陽光発電促進付加金」に関する承認申請についても、本日、申請どおり承認されました。

【特別措置の概要】

1. 太陽光発電促進付加金

平成21年11月から太陽光発電の新たな買取制度が導入されたことに伴い、平成22年4月1日から、月々の電気料金の一部として、太陽光発電促進付加金をご使用量に応じてご負担いただく仕組みが始まります(自由化部門のお客さまについても同様にご負担いただきます)。



(注) 託送供給の場合は、月々の託送料金の一部として、太陽光発電促進付加金を特定規模電気事業者等から電気の供給を受けるお客さまのご使用量に応じてご負担いただきます。

2. 平成22年度の太陽光発電促進付加金単価

平成22年度にご使用になる電気(平成22年4月分から平成23年3月分料金)に適用される太陽光発電促進付加金単価は、国の審議会である買取制度小委員会(1月26日開催)の審議を経て、以下のとおり決定しました。

	供給電圧	太陽光発電促進付加金単価(従量制供給の場合・税込)
1kWhにつき	全電圧共通	0.00円

(注1) 定額制供給の太陽光発電促進付加金については、従量制供給の場合と同様、平成22年度のご負担はありません。

(注2) 平成22年度の太陽光発電促進付加金として回収されない平成21年の買取費用については、法令等に基づき、平成22年に発生する買取費用とあわせて、平成23年度の太陽光発電促進付加金単価に反映される(繰り越される)こととなります。

以上

【参考】

 [供給約款等以外の供給条件\(平成22年4月1日実施\)\[PDF:37KB\]](#)

関連リンク

- [電気料金メニューのご紹介](#)
- [電力購入について](#)



供給約款等以外の供給条件

(料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕)

平成22年4月1日実施

中国電力株式会社

平成 22 ・ 01 ・ 22 資第 12 号

平 成 22 年 1 月 27 日

認 可

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この供給約款等以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。）ならびに選択約款の時間帯別電灯（平成21年3月3日届出。以下「時間帯別電灯」といいます。）、ファミリータイム〔プラン 〕（平成21年3月3日届出。以下「ファミリータイム〔プラン 〕」）といいますが、ファミリータイム〔プラン 〕（平成21年3月3日届出。以下「ファミリータイム〔プラン 〕」）といいますが、低圧高負荷契約（平成21年3月3日届出。以下「低圧高負荷契約」といいます。）、深夜電力（平成21年3月3日届出。以下「深夜電力」といいます。）、第2深夜電力（平成21年3月3日届出。以下「第2深夜電力」といいます。）、融雪用電力（平成21年3月3日届出。以下「融雪用電力」といいます。）、低圧季節別時間帯別電力（平成21年3月3日届出。以下「低圧季節別時間帯別電力」といいます。）および料金前払契約（平成21年3月3日届出。以下「料金前払契約」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) この供給条件は、(2)の場合を除き、平成22年4月1日から平成23年3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力、農事用電力B、農事用電力Cおよび農事用電灯で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 料 金

供給約款15（料金），供給約款附則4（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（1），時間帯別電灯7（料金），ファミリータイム〔プラン〕7（料金），ファミリータイム〔プラン〕7（料金），低圧高負荷契約8（料金），深夜電力3（深夜電力A）（5），深夜電力4（深夜電力B）（4），第2深夜電力6（料金），融雪用電力7（料金）および低圧季節別時間帯別電力6（料金）は次のとおりといたします。

（1）供給約款15（料金）（1）の「料金は，早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金とし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし，27（料金の算定）（1）イの場合で，需給契約が消滅したときに28（日割計算）により日割計算をしてえた料金については，早収料金といたします。」は，「料金は，早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。ただし，27（料金の算定）（1）イの場合で，需給契約が消滅したときに28（日割計算）により日割計算をしてえた料金については，早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」と読み替えるものといたします。

（2）供給約款附則4（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（1）の「料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金とし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし，27（料金の算定）（1）イの場合で，需給契約が消滅したときに28（日割計算）に準じて日割計算をしてえた料金については，早収料金といたします。」は，「料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。ただし，27（料金の算定）（1）イの場合で，需給契約が消滅したときに28（日割計算）に準じて日割計算をしてえた

料金については、早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

(3) 時間帯別電灯7(料金)の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、供給約款27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに9(その他)(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。ただし、供給約款27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに9(その他)(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

(4) ファミリータイム〔プラン〕7(料金)およびファミリータイム〔プラン〕7(料金)の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、供給約款27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに10(その他)(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。ただし、供給約款27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに10(その他)(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

(5) 低圧高負荷契約8(料金)の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。

ただし、供給約款27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに11(その他)(1)により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。ただし、供給約款27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに11(その他)(1)により日割計算をしてえた料金については、早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。」と読み替えるもの」といたします。

(6) 深夜電力3(深夜電力A)(5)、深夜電力4(深夜電力B)(4)、第2深夜電力6(料金)、融雪用電力7(料金)および低圧季節別時間帯別電力6(料金)の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、供給約款27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに供給約款28(日割計算)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。ただし、供給約款27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに供給約款28(日割計算)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。」と読み替えるもの」といたします。

(7) 太陽光発電促進付加金は、次のとおりといたします。

イ 太陽光発電促進付加金単価

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯，公衆街路灯 A および農事用電灯

太陽光発電促進付加金単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	20ワットまでの 1 灯につき	0 銭
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	0 銭
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	0 銭
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	0 銭
	100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまでごとに	0 銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	0 銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	0 銭
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	0 銭

b 臨時電灯 A

太陽光発電促進付加金単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	0 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	0 銭

c 臨時電力

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	0銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	0銭

d 農事用電力B（脱穀調整需要）

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	0銭	0銭	0銭	0銭	0銭	0銭

e 農事用電力C（育苗・栽培需要）

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	0銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	0銭

f 深夜電力A

太陽光発電促進付加金単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	0銭
--------	----

(ロ) 従量制供給の場合

a 従量電灯A，臨時電灯B，公衆街路灯Bおよび農事用電灯（従量電灯Aの料金を10パーセント割増しして適用する場合に限り。）

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	0銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	0銭

b a 以外の場合

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0 銭
-------------	-----

□ 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、次により算定いたします。

なお、太陽光発電促進付加金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯、公衆街路灯 A および農事用電灯

太陽光発電促進付加金は、イ(イ)に定める各契約負荷設備ごとの太陽光発電促進付加金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B、農事用電力 C および深夜電力 A

太陽光発電促進付加金は、イ(イ)に定める各契約種別ごとの太陽光発電促進付加金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

太陽光発電促進付加金は、その1月の使用電力量にイ(ロ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆街路灯 B および農事用電灯(従量電灯 A の料金を10パーセント割増しして適用する場合があります。)のお客さまについては、最低料金適用電力量(1 契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。)までは、最低料金に適用される太陽光発電促進付加金単価といたします。

なお、供給約款附則 3 (従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い)の適用を受ける場合は、太陽光発電促進付加金は、供給約款附則 3 (従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取

扱い)(2)に準じて算定いたします。

4 日割計算

供給約款28(日割計算), 時間帯別電灯9(その他)(1)イ, ファミリータイム〔プラン〕10(その他)(1)イおよびファミリータイム〔プラン〕10(その他)(1)イは, 次のとおりといたします。

- (1) 供給約款28(日割計算)(1)の「当社は, 27(料金の算定)(1)イ, ロまたはハの場合は, 次により早収料金を算定いたします。」は, 「当社は, 27(料金の算定)(1)イ, ロまたはハの場合は, 次により早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものとし, 時間帯別電灯9(その他)(1)イ, ファミリータイム〔プラン〕10(その他)(1)イおよびファミリータイム〔プラン〕10(その他)(1)イの「当社は, 供給約款28(日割計算)に準じて日割計算を行ない, 早収料金を算定いたします。」は, 「当社は, 供給約款28(日割計算)に準じて日割計算を行ない, 早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。
- (2) 供給約款28(日割計算)(1)イの「基本料金, 最低料金または定額制供給の早収料金は, 別表8(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。」は, 「基本料金, 最低料金, 定額制供給の早収料金, 最低料金に適用される太陽光発電促進付加金または定額制供給の太陽光発電促進付加金は, 別表8(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。」と読み替えるものといたします。
- (3) 供給約款28(日割計算)(1)ロの「電力量料金は, 日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8(日割計算の基本算式)(1)ハにより算定いたします。」は, 「電力量料金および従量制供給の太陽光発電促進付加金(最低料金に適用される太陽光発電促進付加金を除きます。)は, 日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8(日割計算の基本

算式)(1)ハにより算定いたします。」と読み替えるものといたします。

5 日割計算の基本算式

供給約款別表8(日割計算の基本算式)は、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款別表8(日割計算の基本算式)(1)イの「基本料金,最低料金または定額制供給の早収料金を日割りする場合は,「基本料金,最低料金,定額制供給の早収料金,最低料金に適用される太陽光発電促進付加金または定額制供給の太陽光発電促進付加金を日割りする場合は」と読み替えるものといたします。
- (2) 供給約款別表8(日割計算の基本算式)(1)ロ(イ)および(ハ)の「なお,最低料金適用電力量とは,イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。」は,「なお,最低料金適用電力量とは,イにより算定された最低料金または最低料金に適用される太陽光発電促進付加金が適用される電力量をいいます。」と読み替えるものといたします。
- (3) 供給約款別表8(日割計算の基本算式)(1)ハの「日割計算に応じて電力量料金を算定する場合は,「日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の太陽光発電促進付加金(最低料金に適用される太陽光発電促進付加金を除きます。)を算定する場合は」と読み替えるものといたします。
- (4) 供給約款別表8(日割計算の基本算式)(5)の「供給停止期間中の早収料金の日割計算を行なう場合は,「供給停止期間中の早収料金または太陽光発電促進付加金の日割計算を行なう場合は」と読み替えるものといたします。

6 供給停止期間中の料金

供給約款38(供給停止期間中の料金)の「36(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合には,その停止期間中については,まったく電気を使用しない場合の月額料金(早収料金といたします。)を28(日割計算)により日割計算をして,早収料金を算定いたします。」は,「36(供給の停止)によって電

気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金の場合の料金といたします。）を28（日割計算）により日割計算をして、早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

7 制限または中止の料金割引

供給約款41（制限または中止の料金割引）は、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款41（制限または中止の料金割引）(1)の「当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金を算定いたします。」は、「当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。
- (2) 供給約款41（制限または中止の料金割引）(1)イの「定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計、従量電灯Aについては最低料金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。」は、「定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに太陽光発電促進付加金、従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される太陽光発電促進付加金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。」と読み替えるものといたします。
- (3) 供給約款41（制限または中止の料金割引）(3)の「臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは

は中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない早収料金を算定いたします。」は、「臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

8 料金前払契約の前払額

料金前払契約8(前払額)(1)の「前払額=(適用開始日における契約内容に応じて算定される1月の早収料金-7(料金)(1)の割引額) \times 12」は、「前払額=(適用開始日における契約内容に応じて算定される1月の早収料金-7(料金)(1)の割引額+適用開始日における契約内容に応じて算定される1月の太陽光発電促進付加金) \times 12」と読み替えるものといたします。

9 その他

- (1) この供給条件実施の日を含む料金算定期間の太陽光発電促進付加金の算定にあたっては，供給約款27(料金の算定)，4(日割計算)および5(日割計算の基本算式)に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。
- (2) その他の事項については，供給約款，時間帯別電灯，ファミリータイム〔プラン 〕，ファミリータイム〔プラン 〕，低圧高負荷契約，深夜電力，第2深夜電力，融雪用電力，低圧季節別時間帯別電力または料金前払契約に定めるところによるものといたします。